

# 青年等就農計画制度について

新たに自ら農業を始める方が「青年等就農計画」を作成し、それを市長が認定をする制度です。  
認定を受けた新規就農者は「認定新規就農者」となり、各種支援施策の対象となります。

## 対象者

対象者は、東根市内において新たに自ら農業経営を営もうとするまたは農業経営を開始してから5年以内の青年等で以下のいずれかに当てはまる者

- ① 認定申請時に18歳以上45歳未満の青年  
※ただし、地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、認定申請時に18歳以上50歳未満
  - ② 65歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者
    - ア. 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
    - イ. 商工業その他の事業の経営管理に関する研究または指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
    - ウ. 農業または農業に関連する事業に3年以上従事した者
    - エ. 農業に関する研究または指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
    - オ. アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
  - ③ ①または②であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人
- ※ 夫婦での共同申請や複数市町村への申請も可能です。
- ※ 親元就農の場合で、対象者が農地を所有または利用権を有し、親と経営を別（出荷取引名義、通帳、帳簿の管理等）にして農業経営を開始する場合は申請が可能です。
- ※ 既に認定農業者の認定を受けた者は対象外

## 認定要件

### 1. 青年等就農計画が以下の基準に適合していること

- ① 計画が市の基本構想に照らし適切なものであること。  
経営開始5年後には、農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で、個人経営で200万円以上、年間労働時間1,200時間以上2,000時間程度の水準を目標とすること。
- ② 計画が達成する見込みが確実であること。
- ③ 45歳以上65歳未満の個人の場合にあっては、その有する知識及び技能が計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

### 2. 過去5年以内に自ら主体的に農業経営を開始しているまたはおおむね1年以内に農業経営を開始すること。

☆ 認定を受けた方は原則として自らが所得税の確定申告を行うことが必要です。

☆ 認定を受けた方は、青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、毎年、市に報告が必要です。（市や関係機関の面談等により、経営状況を把握します。）

## 認定新規就農者を要件とする主な支援施策

### ① 経営開始資金

経営開始から最長3年まで 年間 165 万円を交付 ※50 歳未満ほか要件あり

### ② 経営発展支援事業（通常枠）

機械・施設等の導入を支援 国＋県費上限 750 万円 ※50 歳未満ほか要件あり  
（経営開始資金の交付対象者は上限 375 万円）

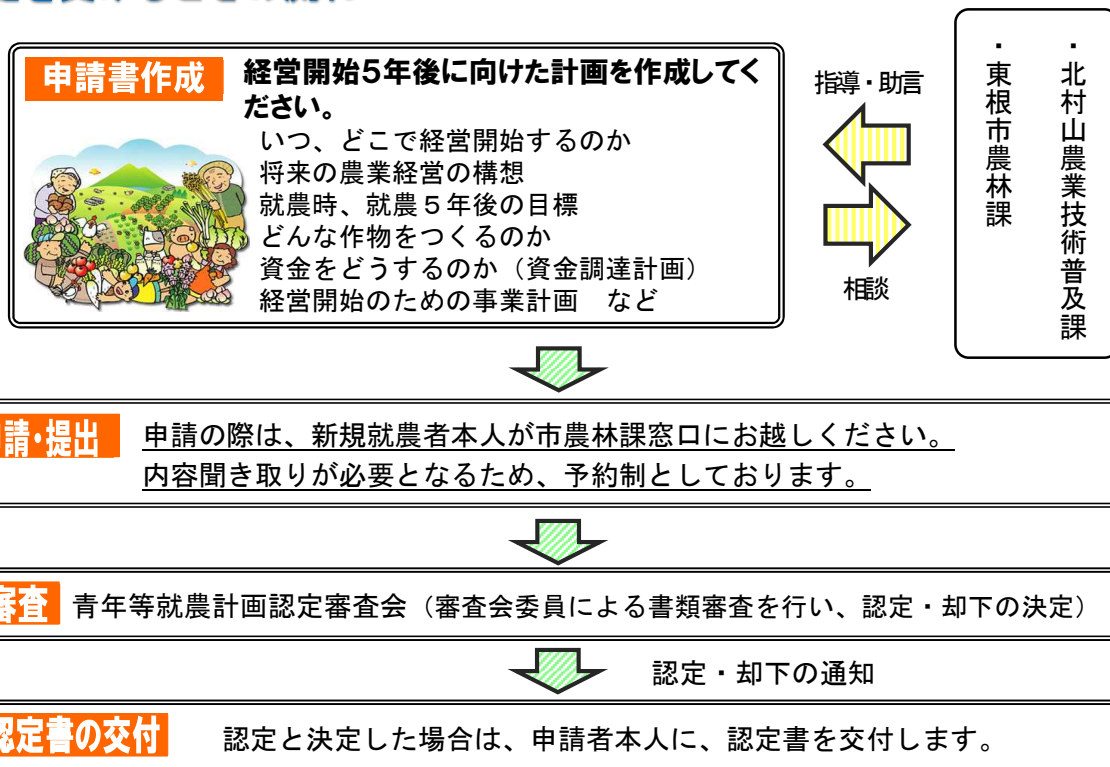
### ③ 青年等就農資金（無利子融資）

農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について無利子貸付  
（日本政策金融公庫または融資機関にご相談ください。）

### ④ ナラシ対策への加入

米価下落の際の稲作農家への支援 など

## 認定を受けるときの流れ



※ 申請受付期間は奇数月の20日から末日までとし、翌月下旬に審査会による審査を行います。  
申請書や添付書類に不備があった場合は受理なりませんので、提出の際は事前にご相談ください。

## 認定取消

1. 対象者としての要件、認定要件を満たさなくなった場合
2. 農業経営を中止又は休止した場合
3. 青年等就農計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合  
⇒ 計画の達成に必要な農業経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農産物を適切に生産していない場合、農業生産などの従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1,200 時間）未満である場合など

## 申請の際に必要なもの

### 1. 青年等就農計画 ※指定の様式あり

別添1 収支計画

別添2 履歴書

### 2. 本人の身分証明書（公的機関で発行した写真付きの証明書）

運転免許証またはパスポートなど

### 3. 個人情報の取扱い（同意書） ※指定の様式あり

#### ★既に農業経営を開始している場合

### 4. 営農通帳・帳簿の写し

農産物等の売上げや生産資材等の経費の支出等を自らの名義の通帳及び帳簿で管理しているか、確認します。

経営開始後間もなく出荷物などがない場合は、本人の営農口座の通帳のみ確認します。

### 5. 本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入した時の納品書、請求書、領収書の写し

自らの農業経営にかかる、生産物や生産資材等を自らの名義で出荷取引したかを確認します。

経営開始後間もなく出荷物などがない場合は出荷・取引があった時点で確認します。

#### ★農地の所有権を取得している場合

### 6. 登記事項証明書（全部事項） ※法務局で発行

#### ★農地の利用権を有している場合

### 7. 許可書と契約書の写し

① 農地法第3条の許可または農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の写し 等

② 農地中間管理機構法に基づく農用地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画の写し 等

### 8. 農地の一覧 ※任意の様式

★農業機械・施設の所有権を有している場合

9. 購入の際の領収書または固定資産台帳等の写し

★農業機械・施設を借りている場合

10. 契約書の写し ※参考様式あり

11. 農業機械・施設の一覧 ※任意の様式

★夫婦で農業経営を開始する場合

12. 家族経営協定書 ※任意の様式

※指定の様式については、農林課窓口でお渡しします。または、東根市ホームページからダウンロードしていただき、ご活用ください。

※申請の際に内容の聞き取りを行いますので、申請者本人が農林課窓口にお越しいただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

東根市経済部農林課（市役所2階） TEL. 0237-42-1111（内線 2756）

※お越しいただく際は、事前にご連絡をお願いします。